

保険証・受給者証などの更新のお知らせ

現在交付している下表の保険証・受給者証などの有効期限は「令和2年7月31日」までとなっています。
対象となる方には、更新に必要な申請書または新しい保険証・受給者証をお送りします。更新にあたり申請が必要な場合には、忘れずに申請書を提出しましょう。

なお古い保険証・受給者証などは8月1日以降に役場へ返却くださいますようお願いいたします。

■更新が必要な保険証・受給者証など

区分	対象者	手続き方法・受付日程	手続きに必要なもの
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 (※1)	75歳以上の方(※2) (後期高齢者医療制度 加入者)	7月下旬までに新しい保険 証・認定証をお送りします。	手続き不要
国民健康保険限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証	40歳から74歳までの方 (国民健康保険加入者)	引き続き認定証が必要な方 は申請書を町民生活課まで 提出してください。 (対象者には個別通知をお 送りします。)	○被保険者証(保険証) ○印かん ○個人番号が分かるもの (詳しくは個別通知を ご確認ください。)
国民健康保険高齢受給者証	70歳から74歳までの方 (国民健康保険加入者)	7月下旬までに新しい受給 者証をお送りします。	手続き不要

(※1) 令和元年度中に認定証の交付を受けていた方で、今年度も引き続き該当になる方にお送りします。

(※2) 65歳から74歳までの一定の障がいがある方で後期高齢者医療制度に加入している方も含みます。

(注) 被保険者証または受給者証、認定証の自己負担割合・区分は所得の状況や申告の修正、加入者の異動などにより変更となる場合があります。

(注) 未申告の方がいる世帯の場合、正しい区分判定が行われませんので、忘れずに申告をしましょう。

町民生活課 ☎72-6933

後期高齢者医療の被保険者の方へのお知らせ

～保険料の減免・徴収猶予の特例について～

新型コロナウイルス感染症の感染やそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯にいる被保険者の方は、徴収猶予または減免を受けることができます。

～傷病手当金について～

新型コロナウイルス感染症の感染やその療養のために仕事を休んだ方を対象に傷病手当金が支給されます。

詳細や具体的な手続きについては、お問い合わせください。

町民生活課 ☎72-6933